2　前項の規定にかかわらず、遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な場合には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を注記しなければならない。ただし、第一号ホからトまで及び第二号ホからトまでに掲げる事項について、連結財務諸表において同一の内容が記載される場合には、その旨を記載し、当該事項の記載を省略することができる。

一　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することができ、かつ、前事業年度の期首における累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

二　当事業年度の期首における遡及適用による累積的影響額を算定することが実務上不可能な場合　次に掲げる事項

イ　当該会計方針の変更の内容

ロ　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

ハ　財務諸表の主な科目に対する実務上算定可能な影響額

ニ　当事業年度に係る一株当たり情報に対する実務上算定可能な影響額

ホ　当事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

ヘ　遡及適用に係る原則的な取扱いが実務上不可能な理由

ト　当該会計方針の変更の適用方法及び適用開始日

（会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記）

第八条の三の六　会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　当該会計方針の変更の内容

二　当該会計方針の変更を行つた正当な理由

三　当該会計方針の変更が財務諸表に与えている影響

四　次のイ又はロに掲げる区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることができる場合　当該影響額

ロ　当該会計方針の変更が当事業年度の翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があり、かつ、当該影響額を合理的に見積ることが困難な場合　その旨

（修正再表示に関する注記）

第八条の三の七　修正再表示を行つた場合には、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、重要性の乏しいものについては、注記を省略することができる。

一　誤謬の内容

二　財務諸表の主な科目に対する前事業年度における影響額

三　前事業年度に係る一株当たり情報に対する影響額

四　前事業年度の期首における純資産額に対する累積的影響額

第八条の六の二第二項中「困難」を「極めて困難」に改め、同条第三項中「及び次条第三項」を削る。

第八条の七中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とし、第六項を第四項とする。

第九条中第三項を第五項とし、同条第二項中「記載は、同条」を「注記は、第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「記載すべき注記」の下に「（第八条の二から第八条の三の二までの規定による注記を除く。）」を加え、「第八条の二及び第八条の三の規定による記載」を「第八条の三及び第八条の三の二の規定による注記」に、「規定により記載した事項」を「規定による注記」に改め、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2　第八条の二の規定による注記は、キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

2　第八条の三及び第八条の三の二の規定による注記は、第八条の二の規定による注記の次に記載しなければならない。

第六十八条の四に次の一項を加える。

2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり純資産額が算定されている旨

第三章第四節の二を同章第五節とする。

第九十五条の二中「、前期損益修正益」を削る。

第九十五条の三中「、前期損益修正損」を削り、同条の次に次の節名を付する。

第六節　当期純利益又は当期純損失

第九十五条の四の見出しを「（税引前当期純損益の表示）」に改める。

第九十五条の五に見出しとして「（当期純利益又は当期純損失）」を付する。

第九十五条の五の二の見出しを「（一株当たり当期純損益金額の注記）」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　当事業年度又は貸借対照表日後において株式併合又は株式分割が行われた場合には、前項に規定する事項のほか、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　株式併合又は株式分割が行われた旨

二　前事業年度の期首に株式併合又は株式分割が行われたと仮定して一株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額が算定されている旨

第九十五条の五の二第三項及び第四項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額の注記）

第九十五条の五の三　潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利若しくは普通株式への転換請求権又はこれらに準ずる権利が付された証券又は契約（以下「潜在株式」という。）に係る権利の行使を仮定することにより算定した一株当たり当期純利益金額をいう。以下この条において同じ。）及び当該金額の算定上の基礎は、前条の規定による注記の次に注記しなければならない。